

## 西宮市小児慢性特定疾病審査会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の4及び西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）第1条の規定に基づき設置した西宮市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (審査事項)

第2条 審査会は、次の事項を審査する。

- (1) 法第19条の3第4項に規定する審査に関すること。
- (2) その他審査会において必要と認めたこと。

### (審査会の組織及び委員)

第3条 審査会は、委員5名以内で構成する。

- 2 委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (審査会の運営)

第4条 審査会に会長を置き、会長は、審査会において、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長を互選する会議は市長が招集する。
- 5 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (報酬)

第5条 審査会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉局保健所保健予防課においてこれを処理する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会に諮って

会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。